

# 執行役員規程

## 第1章 総 則

### (目的)

- 第1条 本規程は、当社の執行役員の就任および退任、服務および報酬その他の事項について定める。
2. 本規程に定める事項以外のことについては、法令、定款、就業規則および取締役会の定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 執行役員とは、取締役会で選任された、会社の業務執行を行う従業員のことをいう。

### (忠実義務)

- 第3条 執行役員は、この規程を遵守し、取締役会の決定に従い、社長の指示の下に会社の業務を執行しなければならない。

## 第2章 就 任

### (選任)

- 第4条 執行役員は、取締役の推薦に基づき、取締役会の決議によって選任される。
2. 執行役員を推薦する際には、会社の業務に精通し、実行力および識見に優れ、職務を遂行するのにふさわしい者を選出しなければならない。

### (執行役員の地位)

- 第5条 執行役員は、従業員の最高位と位置付ける。

### (任期)

- 第6条 執行役員の就任は、取締役会における選任決議の日より就任し、就任後1年以内の定時株主総会の終結時までとする。
2. 任期の途中での引継ぎ、あるいは臨時の増員により執行役員に就任した場合は、他の執行役員の任期満了時までとする。

### 第3章 退 任

(退任)

第7条 執行役員が次の各号のいずれかに該当するときは、退任とする。

- (1) 任期満了
- (2) 辞任
- (3) 解任
- (4) 死亡
- (5) 執行役員の資格を喪失

(辞任)

第8条 執行役員を辞任するときは、代表取締役は、辞任届を提出する。

2. 執行役員を辞任するときは、業務上の引継ぎを完全に行い、辞任後といえども、その未済業務については責任を負わなければならない。

(解任)

第9条 執行役員に不正あるいは不当な行為があった場合、または執行役員としての適格性に問題があると認められた場合には、取締役会の決議によって、解任することができる。

(資格喪失)

第10条 執行役員が、法令に定める取締役の欠格事由と同一の事由に該当したときは、執行役員の資格を喪失する。

### 第4章 服 務

(権限)

第11条 執行役員は、取締役会の決定に基づいて、会社の業務執行を分担する。

(責務)

第12条 執行役員は、業務執行の責任者としての責任をつねに自覚し、善良なる管理者としての注意をもって業務に当たり、会社の発展のために尽力しなければならない。

(報告義務)

第13条 執行役員は、取締役会または社長の求めに応じて、自己の担当する業務執行の状況について、報告しなければならない。

(機密保持)

第14条 執行役員は、業務上知り得た会社の秘密を保持し、会社に対して不名誉あるいは不利益となるような言動および行為をしてはならない。

2. 前項については、退任後も遵守しなければならない。

(禁止事項)

第15条 執行役員は、次に定める事項をしてはならない。

- (1) 商法、その他の法令または会社の規則などに違反すること。
- (2) 職務上の地位を利用して、手数料・リベートなどを收受することや自己または第三者の利益のために取引を行うこと。
- (3) 職務上の地位を利用して、個人的に会社の金品を利用したり、従業員を使用したりすること。

(勤務)

第16条 執行役員の勤務は、「就業規則」の定めるところに準じる。ただし、会社の適正な業務執行に必要な場合は、時間外であろうとも率先して勤務に当たるよう心がけるものとする。

(職務)

第17条 執行役員は、「職務権限規程」の定めに従い職務を行う。

(出張などの扱い)

第18条 執行役員が出張する場合は、「出張旅費規程」の定めるところによる。

## 第5章 報 酬

(報酬・賞与)

第19条 執行役員の報酬・賞与は、「給与規定」の定めるところにより決定する。

第20条 執行役員の報酬・賞与の支給日は、原則として他の従業員への支給日と同日とする。

(附則)

1. 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。
2. 本規程は、平成30年5月22日より実施する。